

蛍光ランプのみを主光源とする照明器具のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

平成11年3月31日通商産業省告示第191号（廃止・制定）

平成16年1月22日経済産業省告示第8号（一部）

平成18年3月29日経済産業省告示第47号（一部）

平成22年3月19日経済産業省告示第54号（全部）

平成25年12月27日経済産業省告示第269号（一部）

1 判断の基準

- (1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第21条第3号に掲げる蛍光ランプのみを主光源とする照明器具（以下「照明器具」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成17年4月1日に始まり平成18年3月31日に終わる年度）以降の各年度（平成23年4月1日に始まり平成24年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する照明器具のエネルギー消費効率（3に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を第1表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

第1表

区分	基準エネルギー消費効率
1 直管形110形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの	79.0
2 直管形40形高周波点灯専用形蛍光ランプを用いるもの	86.5
3 直管形40形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの	71.0
4 直管形40形スタータ形蛍光ランプを用いるもの	60.5
5 直管形20形スタータ形蛍光ランプを用いるものであって電子安定器式のもの	77.0
6 直管形20形スタータ形蛍光ランプを用いるものであって磁気安定器式のもの	49.0
7 使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が72を超えるもの	81.0
8 使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が62を超え72以下のもの	82.0
9 使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が62以下のものであって電子安定器式のもの	75.5
10 使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が62以下のものであって磁気安定器式のもの	59.0
11 コンパクト形蛍光ランプを用いた卓上スタンド	62.5
12 直管形蛍光ランプを用いた卓上スタンド	61.5

備考1 「直管形110形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの」は、96形コンパクト形蛍光ランプを用いるもの及び105形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光ランプを用いるものを含む。

2 「直管形40形高周波点灯専用形蛍光ランプを用いるもの」は、直管形65形高周波点灯専用形蛍光ランプを用いるものを含む。

3 「直管形40形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの」は、36形及び55形コンパクト形蛍光ランプを用いるもの並びに32形、42形及び45形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光ランプを用いるものを含む。

4 「蛍光ランプの大きさの区分」とは、日本工業規格C 7618-2の2.3.1に規定する定格ランプ

電力又は大きさの区分をいう。なお、環形高周波点灯専用形蛍光ランプにあっては、定格ランプ電力の数値とする。ただし、環形高周波点灯専用形蛍光ランプのうち高出力点灯するものにあっては、高出力点灯時のランプ電力の数値とする。

- (2) 照明器具のうち、ねじ込み口金及び蛍光ランプ用安定器が構造上一体となったもの（以下「電球形蛍光ランプ」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成24年4月1日に始まり平成25年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する電球形蛍光ランプのエネルギー消費効率を第2表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること

第2表

区分				基準エネルギー消費効率
蛍光ランプの大きさの区分	蛍光ランプの光源色	蛍光ランプの形状	区分名	
10	電球色		a	60.6
	昼白色		b	58.1
	昼光色		c	55.0
15	電球色		d	67.5
	昼白色		e	65.0
	昼光色		f	60.8
25	電球色	蛍光ランプが露出しているもの	g	72.4
		区分名がg以外のもの	h	69.1
	昼白色	蛍光ランプが露出しているもの	i	69.5
		区分名がi以外のもの	j	66.4
	昼光色	蛍光ランプが露出しているもの	k	65.2
		区分名がk以外のもの	l	62.3

備考 「蛍光ランプの大きさの区分」とは、日本工業規格C 7620-2に規定する大きさの区分をいう。

- (3) 照明器具のうち、電球形蛍光ランプ以外のもの（以下「蛍光灯器具」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成24年4月1日に始まり平成25年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する蛍光灯器具のエネルギー消費効率を第3表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

第3表

区分				基準エネルギー消費効率
使用する用途	蛍光ランプの形状	蛍光ランプの大きさの区分	区分名	
施設用	直管形のもの又はコンパクト形のもののうち2本管形のもの	蛍光ランプの大きさの区分が86以上の蛍光ランプを使用するもの	I	100.8
		区分名がI以外のもの	II	100.5
	コンパクト形のもののうち2本管形以外のもの		III	61.6
家庭用	環形のもの又は直管形のもの	使用する蛍光ランプの大きさの区分の総和が70以上のもの（蛍光ランプの大きさの区分が20の直管形蛍光ランプ	IV	91.6

		を使用するものを除く。)		
		区分名がⅣ以外のもの	V	78.1
卓上スタンド用	直管形のもの又はコンパクト形のもの		Ⅵ	70.8

備考 「蛍光灯の大きさの区分」とは、直管形蛍光灯のうち、高周波点灯専用形蛍光灯にあっては日本工業規格C 7617-2の2.3.1に規定する定格ランプ電力をいい、それ以外のものにあつては日本工業規格C 7617-2の2.3.1に規定する大きさの区分をいい、コンパクト形蛍光灯又は環形高周波点灯専用形蛍光灯にあっては日本工業規格C 7618-2の2.3.1に規定する定格ランプ電力をいい、環形高周波点灯専用形蛍光灯以外の環形蛍光灯にあっては日本工業規格C 7618-2の2.3.1に規定する定格ランプ電力又は大きさの区分をいう。また、これらの規格に規定のない蛍光灯にあっては定格ランプ電力の数値とする。ただし、環形高周波点灯専用形蛍光灯のうち高出力点灯するものにあつては、高出力点灯時のランプ電力の数値とする。

2 表示事項等

2-1 表示事項

照明器具（家庭用品品質表示法施行令（昭和37年政令第390号）別表第3号（十五）の卓上スタンド用けい光燈器具を除く。）のエネルギー消費効率に関し、製造事業者等は、次の事項（電球形蛍光灯については、ロを除く。）を表示すること。

- イ 品名及び形名
- ロ 蛍光灯の型式
- ハ 区分名
- ニ 全光束
- ホ 消費電力
- ヘ エネルギー消費効率
- ト 製造事業者等の氏名又は名称

2-2 遵守事項

- (1) 2-1のニに掲げる全光束は、3-1に規定する方法により測定した数値をルーメン単位で表示すること。
- (2) 2-1のホに掲げる消費電力は、3-2に規定する方法により測定した数値をワット単位で表示すること。
- (3) 2-1のヘに掲げるエネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第5下欄に掲げる数値をルーメン毎ワット単位で小数点以下1桁まで表示すること。
- (4) 2-1に掲げる表示事項の表示は、包装容器又はカタログに記載して行うこと。

3 エネルギー消費効率の測定方法

照明器具のエネルギー消費効率は、3-1に規定する方法に従い測定した全光束をルーメンで表した数値を、3-2に規定する方法に従い測定した消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値とする。

3-1 全光束の測定方法

- (1) 電球形蛍光灯の全光束は、日本工業規格C 7620-2の付属書Aに規定する方法により測定した数値とする。
- (2) 蛍光灯器具の全光束は、直管形蛍光灯にあっては日本工業規格C 7617-2の付属書Bに、コンパクト形蛍光灯又は環形蛍光灯にあっては日本工業規格C 7618-2の付属書Bに規定する方法により測定した蛍光灯単体の全光束値に、次に定める方法により算定した安定器出力係数及び温度補正係数を乗じて得た数値とする。

① 安定器出力係数の算定

安定器出力係数は、日本工業規格C 8020の供試安定器の光出力係数の数値とする。

② 温度補正係数の算定

温度補正係数は、日本工業規格C 8020の付属書2に規定する数値とする。ただし、環形高周波点灯専用形蛍光ランプ（二重環形のものを除く。）又は同規格に規定のない蛍光ランプにあっては別表に掲げる数値とする。なお、別表において、管壁温度とは、次に定める方法により測定したランプの管壁温度とする。

ア 蛍光灯器具の周囲温度は、25±2℃とする。

イ 蛍光灯器具の取付状態は、家庭用にあつては日本工業規格C 8115に、施設用にあつては日本工業規格C 8106に規定された取付状態とする。

ウ ランプの管壁温度の測定は、蛍光灯器具に、日本工業規格C 8118の付属書Dの試験用ランプに規定する該当ランプを装着し、定格周波数の定格電圧を入力して点灯させ、ランプの管壁温度が安定するまで継続したのち、ランプの管壁の最冷点の温度を測定するものとする。

3-2 消費電力の測定方法

(1) 電球形蛍光ランプの消費電力の測定は、日本工業規格C 7620-2の付属書Aに規定する方法により行うものとする。

(2) 蛍光灯器具の消費電力の測定は、日本工業規格C 8105-3に規定する方法により行うこととし、3-1(2)②の管壁温度の測定の後、同じ条件において測定を行うものとする。

附 則

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

2 この告示の2の規定により行うべき表示事項等は、平成23年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

別表

管壁温度 (単位： ℃)	温度補正係数							
	直管形のもの	二重螺旋形のもの	平面二重螺旋形のもの	角形のもの	二重角形のもの	環形高周波点灯専用形のものであつて角形、二重角形及び平面二重螺旋形以外のもの(定格ランプ電力が13及び41のものを除く。)	環形高周波点灯専用形のものであつて角形、二重角形及び平面二重螺旋形以外のもの(定格ランプ電力が13のものに限る。)	環形高周波点灯専用形のものであつて角形、二重角形及び平面二重螺旋形以外のもの(定格ランプ電力が41のものに限る。)
35					90.9			
36					92.4			
37					93.9			
38				79.0	95.3			
39				82.0	96.6			100.0
40				85.0	97.9		100.0	101.6
41				87.0	99.0		100.0	102.4
42				89.0	100.0		100.0	103.7
43				92.0	101.1	99.7	100.0	104.6
44				94.0	102.0	100.7	100.0	105.4

45				95.0	102.9	103.2	100.5	99.8	105.9
45.5		100.0		-	-	-	-	-	-
46	100.0	100.6		97.0	103.7	103.6	100.8	99.4	106.3
47	100.5	101.6	100.0	99.0	104.1	104.1	101.1	98.9	107.0
48	101.3	102.5	101.8	100.0	105.0	104.5	101.3	98.3	107.1
49	101.8	103.1	102.9	100.9	105.5	105.1	101.4	97.7	107.2
50	102.0	103.6	103.9	102.0	105.9	105.7	101.4	97.0	107.3
51	102.1	103.9	104.8	103.0	106.3	106.1	101.3	96.2	107.2
52	101.9	104.1	105.4	103.9	106.6	106.5	101.1	95.4	106.8
53	101.6	104.0	105.8	105.0	106.8	106.7	100.9	94.5	106.3
54	101.1	103.9	106.1	105.0	106.9	106.8	100.6	93.6	105.9
55	100.5	103.6	106.1	106.0	107.0	106.8	100.2	92.6	105.0
56	100.0	103.2	106.0	106.0	107.0	106.7	99.8	91.7	104.6
57	99.2	102.7	105.7	106.0	106.9	106.5	99.3	90.7	103.6
58	97.8	102.1	105.2	106.0	106.7	106.3	98.7	89.6	103.0
59	96.5	101.3	104.5	106.0	106.4	105.9	98.1	88.6	102.1
60	95.3	100.5	103.6	105.0	106.1	105.4	97.5	87.5	101.3
61	94.1	99.7	102.3	105.0	105.6	104.9	96.8	86.4	100.5
62	92.9	98.7	101.3	103.9	105.1	104.2	96.1	85.4	99.6
63	91.7	97.7	100.2	103.9	104.6	103.4	95.3	84.3	98.6
64	90.6	96.6	99.2	103.0	103.9	102.8	94.5	83.2	97.8
65	89.5	95.5	98.2	102.0	103.2	101.9	93.7	82.1	96.4
66	88.5	94.3	97.2	100.0	102.3	101.0	92.8	81.0	95.6
67	87.4	93.2	96.3	99.0	101.4	100.2	91.9	80.0	94.8
68	86.3	92.0	95.3	97.0	100.5	99.3	91.0	78.9	93.9
69	85.3	90.8	94.3	96.0	99.4	98.3	90.1	77.8	93.0
70	84.3	89.6	93.4	94.0	98.3	97.3	89.1	76.7	92.2
71	83.2	88.4	92.5	92.0	97.8	96.2	88.2	75.7	91.0
72	82.2	87.3	91.5	90.0	95.7	95.2	87.2	74.6	90.1
73	81.2	86.2	90.6	88.0	94.4	94.2	86.2	73.5	89.4
74	80.1	85.1	89.7			93.2	85.3	72.5	88.4
75	79.1	84.1	88.8			92.2	84.3	71.4	87.6
76	78.0	83.1	87.9			91.2	83.3	70.3	87.0
77	76.9	82.2	87.0			90.2	82.4	69.2	
78	75.8	81.3	86.2			89.3	81.4	68.1	
79	74.6	80.6	85.3			88.3	80.5	67.0	
80	73.4	79.9	84.5				79.6	65.9	
81	72.2	79.4	83.6				78.7	64.7	
82	71.0	79.0	82.8				77.8	63.5	
83	69.7						76.9	62.3	
84	68.3							61.0	
85	66.9							59.7	
86	65.5							58.3	
87	64.0							56.8	